

## 第7回厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議において

### 議論になった事項について

#### 1. 固定価格買取制度について

##### (1) 調達価格等算定委員会について

調達価格等算定委員会は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の国会審議において、民主党・自民党・公明党の3党の修正により、中立的・公平的な観点から第三者機関が調達価格及び調達期間を決定する必要があるとの理由から、政府が提出した法案に修正が加えられて設けられたもの。同法第32条において委員は5名にて組織することが規定されており、また同法第33条において電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者から、経済産業大臣が両議院の同意を得て任命することが規定されている。

##### (2) 回避可能費用の算出方法について

回避可能費用（※）は、これまで、「全電源平均可変費」で算定されていたが、総合資源エネルギー調査会の下部組織である「買取制度運用ワーキンググループ」において、適切な算定方法について検討が行われた結果、

- ① 2012年度以降、太陽光及び風力の供給力評価が始まり、再生可能エネルギー電気の買取りにも設備投資を抑制する効果が認められる

ようになったことから、この供給力として計上される「固定費」の削減への寄与分を新たに計上すること

- ② 固定費の削減に寄与しない買取り分については、その買取りによって焚き減らされるのは主に火力発電であると考え、「火力発電の可変費」の平均を用いて算定すること

が、現時点では適当とされた。

平成 26 年 4 月 1 日以降の認定案件から適用しており、これにより平成 26 年度の賦課金は一定程度削減されることとなる。

※「回避可能費用」とは、再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば、当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用。

## 2. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の改正について

### (1) 電気需要平準化時間帯について

我が国の夏期・冬期の最大需要日の電気の需給の状況を見ると、電気需要平準化時間帯である 8～22 時においては、夏期・冬期ともに電気の供給力に対する需要量の割合（電力使用率）が、概ね一日の平均を上回っている。このような我が国の電気の需給状況及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく定期報告の実効性の確保の観点を踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下部組織である「工場等判断基準ワーキンググループ」において、7 月～9 月まで及び 12 月～3 月までの 8～22 時まで（土日祝日を含む。）を電気需要平準化時間帯として設定するべきという取りまとめがなされ、これを受けて電気需要平準化時間帯の具体的な時間帯を設定した。

## (2) 電気需要平準化評価原単位について

電気需要平準化時間帯の電気使用量を 1.3 倍して算出する電気需要平準化評価原単位は、設備投資や運用改善により電気需要平準化時間帯の電気使用量を削減した場合に、その時間帯以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなる評価指標である。そのため、投資する余力のない団体が不利な扱いを受けることはない。

## 3. 再生可能エネルギー発電設備の導入状況について

太陽光発電以外の風力や地熱など他の再生可能エネルギーの開発期間は最低でも数年かかる。このため、制度開始後約一年半の現状においては、太陽光発電を中心に導入が拡大している状況である。

今後は、風力や地熱などについても計画中の事業が立ち上がり、導入が進んでいくと見られるが、政府としては、こうした動きを加速させるために、固定価格買取制度に加えて、環境アセスメントの迅速化や送電網の整備による環境整備などを着実に進めていくこととしている。

## 4. 地熱発電について

地熱発電は、再生可能エネルギーの中でも発電コストが低く、CO<sub>2</sub>をほとんど出さず、安定的に発電が可能なベースロード電源として活用できるものであることに加え、我が国の地熱資源量は世界第3位と日本に豊富な資源の一つであるため、積極的に導入すべき電源と考えている。

このため、導入にあたって重要となる、温泉事業者を始めとした地域の方々の理解促進のための支援や、高い開発コストやリスクに対する支援、環境アセスメントの迅速化に向けた支援などを実施している。

実際に、高い開発コストやリスクに対する解決策の一つとして、地熱資源の調査に係る支援のために実施している平成25年度地熱資源開発調査事業においては、全国で計20事業が採択され、地熱開発に向けた調査が進展している。

こうした取り組みを通じ、引き続き、更なる地熱発電の導入促進を進めていくこととしている。